

児童手当(本則給付)所得制限限度額表

児童手当(本則給付)が支給されないこととなる所得額(特例給付の対象となる基準)。
(子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合、収入額目安は960万円)

(単位:万円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	収入額目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいう。

扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となる。

収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額である(実際の適用は政令で定める所得額で行い、収入額は用いない)。